

## 共同募金配分計画

### 県域配分（募金年度の翌年度事業）

#### 1. 社会福祉施設に対する配分

##### （1）法人施設に対する配分

\*対象事業 施設の増改築・修繕・車両整備・備品購入

\*配分額 施設の増改築は150万円まで 総事業費の75%  
車両整備のマイクロバス等特殊車両は200万円まで、  
その他車両・備品購入は100万円まで 総事業費の75%

\*条件 1法人1施設1事業 法人としての連年配分なし  
備品購入は1備品で必要性・緊急性の高い備品に限る（付属品は可）  
法人格をもつ保育園・NPO法人の車両整備及び、中古車両や車両リース代は不可  
行政の委託事業、介護保険法・障害者総合支援法に基づく事業は対象外

##### （2）その他の施設（共同作業所等）

\*対象事業 施設の増改築・修繕・備品購入

\*配分額 100万円 総事業費の90%

\*条件 法人としての連年配分なし  
施設の増改築・修繕が、個人所有又は借り上げの施設に係わる場合は、  
緊急度等止むを得ない場合に限る  
備品購入は1備品に限定（付属品は可）  
行政の委託事業、介護保険法・障害者総合支援法に基づく事業は対象外

#### 2. 社会福祉団体に対する配分

\*対象事業 県内全域において活動する公益団体の事業費・備品購入

\*配分額 事業費の最高限度額は50万円まで 総事業費の75%  
備品購入は30万円まで 総事業費の75%

\*条件 人件費・旅費等経常費は除外  
他の公的団体の補助・参加費徴収分は除外  
1団体1事業（内容の異なる研修会・イベント等はいずれか）  
備品購入は1備品に限定（付属品は可）  
団体の運営費・下部組織（市町村等）への二次配金は対象外  
継続事業の場合は、事業に係る予算内訳を具体的に記入し、事業の効果・  
成果を詳細に提出のこと

### 3. 子育て支援事業

#### (1) 認可外保育所整備事業

- \*対象事業 施設の増改築・修繕・備品購入
- \*配分額 30万円 総事業費の90%
- \*条件 連年継続配分は2年まで  
施設の増改築・修繕が、個人所有又は借り上げの施設に係わる場合は、緊急度等止むを得ない場合に限る。  
病院等企業内保育所及び株式会社等が経営する保育所は対象外とする  
同一経営者1施設に限定  
備品購入は1備品に限定（付属品は可）

### 4. (仮称)市町村社会福祉協議会等地域共生社会の実現に向けたモデル支援事業

- \*別途募集要項による公募とする
- \*県域助成あり方検討委員会での県域助成の協議を踏まえ、募集要項を作成する。
- \*令和2年12月より申請受付予定

### 5. 住民力・地域力・福祉力を高める支援事業

- \*別途募集要項による公募とする
- \*令和2年12月より申請受付予定。（但し、新規は募金状況により募集）

### 6. 社会課題解決「みやぎチャレンジプロジェクト」助成事業

- \*別途募集要項による公募とする
- \*令和2年8月に申請受付（募金期間令和2年12月から令和3年2月末まで）

### 7. 自立サポートハウス助成事業

- \*別途募集要項による公募とする
- \*令和2年12月より申請受付

### 8. みやぎ子ども食堂支援事業

- \*別途募集要項による公募とする
- \*令和2年12月より申請受付

### 9. 難病救援活動支援事業

- \*対象事業 難病救援のための組織活動に対し支援
- \*配分額 1事業100万円を限度
- \*条件 厚生労働省が指定する特定疾患及び国内の病院では有効な治療がなく又は対応の困難な臓器移植等で配分委員会の承認する難病の支援活動

## 10. 児童養護施設・里子自立支援事業

- \*対象事業 宮城県内の児童養護施設に入所する者で卒園（18歳）を迎える児童及び児童福祉法に規定する養育里親または小規模住居型児童養育事業実施者に養育される児童で18歳を迎える児童
- \*配分額 卒園児童1人あたり5万円
- \*条件 養育里親において、東日本大震災等による震災遺児・孤児を養育する親族等への配分は対象外とする。配分の対象となる児童が措置延長の有無を問わず支給する。

## 11. 災害支援活動

- \*対象事業 県内を重点に国内で起きる大規模災害に対する支援と火災等県内の小規模災害に対する支援
- \*配分額 大規模災害には、災害等準備金による災害ボランティアセンター運営等への支援を基本として、義援金の募集を含め、積極的に支援活動を行う  
小規模災害には、見舞金等を贈呈する
- \*条件 災害支援規程に定めるところによる

## 12. 緊急配分支援事業